令和6年度 第1回 島根県国民健康保険運営協議会 次第

令和6年11月15日(金) 14:00~16:00 市町村振興センター2階会議室

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議事等
- (1)島根県国民健康保険特別会計の決算について
- (2) 保険者努力支援制度について
- (3) マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る対応等について
- 4 閉 会

令和5年度島根県国民健康保険特別会計の決算の概要について

1. 概況

- 歳入から歳出を引いた差額は約5億円
 - →令和6年度へ繰越した上で、当年度の各種支出へ充当するなど活用を予定
- 当初予算と比較して歳出入が増加
 - →歳入:約34億円増加、歳出:約29億円増加

(歳出増加の主な要因)

・医療費の大幅増加に伴う保険給付費の大幅増加 被保険者数は大きく減少したが、一人当たり医療費は大きく増加した ※1人当たり医療費の伸び率: 当初予算時+1.1% ⇒ 実績+5.6%

(歳入増加の主な要因)

- ・保険給付費の増加に連動する国庫支出金・一般会計繰入金の増加 +5.7億円
- ・基金繰入金の増加 +約18億円

(単位:百万円)

	R5当初予算額	R5決算額	差引(繰越金)
	1	2	2-1
歳入総額 A	61, 648	65, 087	3, 439
歳出総額 B	61, 648	64, 554	2, 906
収 支 A-B	0	533	533

2. 1人当たり医療費の推移

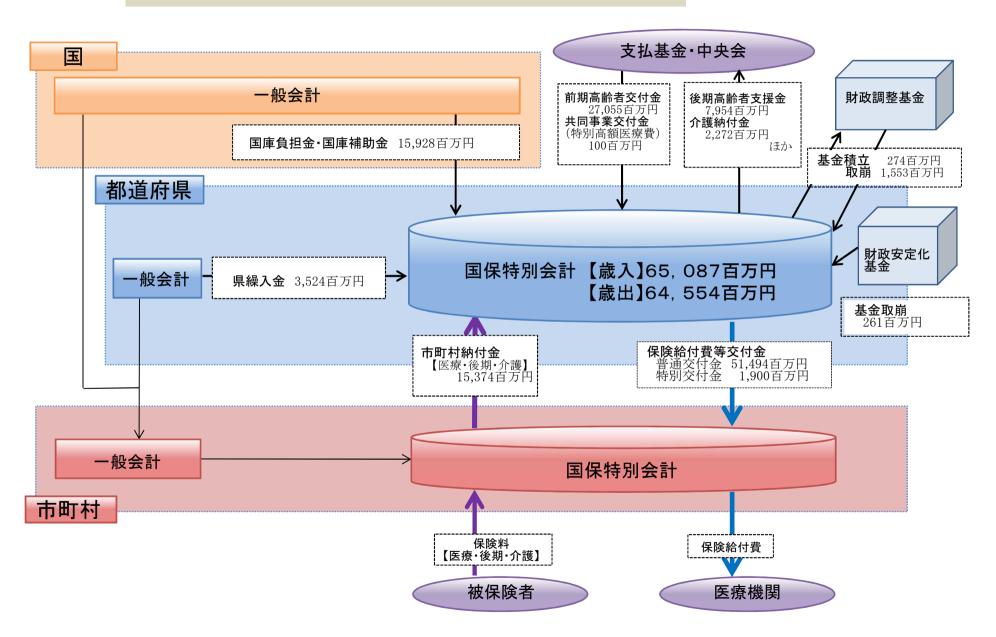
	R 2	R 3	R 4	R 5 当初	R 5 実績
保険給付費(百万円)	59, 467	61, 147	59, 246	56, 519	59, 159
対前年度増減率(%)	▲ 2. 3	2.8	▲ 3. 1	▲ 7. 5	▲ 0. 1
年度平均被保者数(人)	126, 651	125, 169	119, 562	112,890	113, 227
対前年度増減率(%)	▲ 1. 9	▲ 1. 2	▲ 4. 5	▲ 5. 5	▲ 5. 3
1人当たり医療費(円)	469, 535	488, 519	495, 003	500, 656	522, 484
対前年度増減率(%)	▲ 0. 4	4.0	1.3	1. 1	5. 6

3 県保有基金の状況(残高の推移)

(単位:百万円)

基金の名称	R 4年度末	R 5年度中増減	R 5年度末	備考
財政安定化基金	1, 203	▲ 261	942	保険料収納不足時 等に市町村へ貸 付・交付を実施
財政調整基金	2, 200	▲ 1, 279	921	当年度の財源不足 や納付金の大幅増 加時に保険給付費 の財源に活用

令和5年度島根県国保特会決算の概要



保険者努力支援制度

制度概要

- ・市町村・都道府県について、医療費適正化に向けた取組等を評価する指標を設定し、 達成状況に応じて交付金を交付(平成30年度~)
 - ※H28・29年には市町村を対象に前倒しで実施

(財源:特別調整交付金、H28年度:150億円、H29年度:250億円)

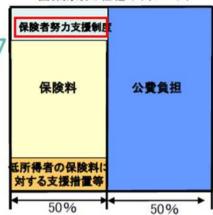
- ・財政規模:約1,000億円(国保改革による公費拡充の財源を活用)
 - ※うち、特別調整交付金によりH30年度:約163億円、H31年度以降:約88億円を措置
 - □市町村分 <500億円程度>

(指標の例)特定健診・特定保健指導の実施率、後発医薬品の促進の取組・使用割合等

□都道府県分 <500億円程度>

(指標の例) 医療費適正化のアウトカム評価(医療費水準・医療費の変化) 等

国保財政の仕組み(イメージ)



抜本的強化

令和2年度~

- <取組評価分のメリハリ強化> ※取組評価分の令和6年度予算案の財政規模は、引き続き1,000億円を措置
- ①予防・健康インセンティブの強化 (例) 予防・健康づくりに関する評価指標(特定健診・保健指導、重症化予防等)の配点割合を引上げ
- ②成果指標の拡大 (例) 糖尿病等の重症化予防について、アウトカム指標を導入
- <予防・健康づくり支援分(事業費分・事業費連動分)を新設>
- ・令和2年度より「事業費」として交付する部分を設け、「事業費に連動」して配分する部分(評価指標を設定し配分)と合わせて交付することにより、自治体における予防・健康づくりの取組を後押し
- ・財政規模 (R6'): (事業費分) 152億円 (従来の国保ヘルスアップ事業 (特別調整交付金) を統合し事業総額は202億円) (事業費連動分) 228億円

以降も毎年度、各自治体の取組状況等を踏まえ、地方団体等と協議の上、評価指標・配点割合の見直しを実施

令和6年度の保険者努力支援制度 取組評価分

市町村分(500億円程度)

保険者共通の指標

- 指標① 特定健診・特定保健指導の実施率、メタボリックシンドローム該 当者及び予備群の減少率
 - ○特定健診受診率・特定保健指導実施率
 - ○メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率
- 指標② 特定健診・特定保健指導に加えて他の健診の実施や健診結果等に 基づく受診動奨等の取組の実施状況
 - ○がん検診受診率
 - ○歯科健診受診率
- 指標③生活習慣病の発症予防・重症化予防の取組の実施状況
 - ○生活習慣病の発症予防・重症化予防の取組の実施状況
 - ○特定健診受診率向上の取組実施状況
- 指標④ 広く加入者に対して行う予防・健康づくりの取組の実施状況
 - ○個人へのインセンティブの提供の実施
 - ○個人への分かりやすい情報提供の実施
- 指標(5) 加入者の適下受診・適下服薬を促す取組の実施状況
 - ○重複投与者・多剤投与者に対する取組
 - ○薬剤の適正使用の推進に対する取組
- 指標⑥ 後発医薬品の使用促進等に関する取組の実施状況
 - ○後発医薬品の促進等の取組・使用割合

国保固有の指標

- 指標① 収納率向上に関する取組の実施状況
 - ○保険料(税)収納率 ※過年度分を含む
- 指標② 医療費の分析等に関する取組の実施状況
 - ○データヘルス計画の実施状況
- 指標③ 給付の適正化に関する取組の実施状況
 - ○医療費通知の取組の実施状況
- 指標(4) 地域包括ケア推進・一体的実施の実施状況
 - ○国保の視点からの地域包括ケア推進・一体的実施の取組
- 指標⑤第三者求償の取組の実施状況
 - ○第三者求償の取組状況
- 指標⑥ 適正かつ健全な事業運営の実施状況
- ○適切かつ健全な事業運営の実施状況
- ○法定外繰入の解消等

都道府県分(500億円程度)

指標①主な市町村指標の都道府県単位評価

- ○主な市町村指標の都道府県単位評価(※)
 - ・特定健診・特定保健指導の実施率
 - ・糖尿病等の重症化予防の取組状況
 - ・個人インセンティブの提供
 - ・個人への分かりやすい情報提供の実施
 - 後発医薬品の使用割合
 - · 保険料収納率
 - ・重複投与者・多剤投与者に対する取組
- ※都道府県平均等に基づく評価

指標② 医療費適正化のアウトカム評価

- ○年齢調整後一人当たり医療費
 - ・その水準が低い場合
 - ・前年度(過去3年平均値)より一定程度改善した場合
- ○重症化予防のマクロ的評価
 - 年齢調整後新規透析導入患者数が少ない場合
- ○重複投与者数・多剤投与者数
 - ・重複投与者数が少ない場合
 - ・多剤投与者数が少ない場合

指標③ 都道府県の取組状況

- ○都道府県の取組状況
 - ・医療費適正化等の主体的な取組状況 (保険者協議会、データ分析、重症化予防、重 複・多剤投与者への取組 等)
 - ・法定外繰入の解消等
 - ・保険料水準の統一
 - ・医療提供体制適正化の推進
 - ・事務の広域的及び効率的な運営の推進

令和6年度保険者努力支援制度(市町村分) ※令和5年度採点分

	松江市	浜田市	出雲市	益田市	大田市	安来市	江津市	雲南市	奥出雲町	飯南町	川本町	美郷町	邑南町	津和野町	吉賀町	海士町	西ノ島 町	知夫村	隠岐の 島町	合 計	平均
被保険者数 (人)	31,993	8,730	28,615	8,510	6,501	6,538	4,301	6,542	2,332	879	578	830	2,171	1,486	1,160	547	684	205	2,940	115,542	_
得点数 (点)	509	489	525	587	531	447	570	471	517	576	554	478	466	548	514	455	506	326	547		506
交付額 (千円)	76,430	20,036	70,509	23,445	16,202	13,716	11,506	14,461	5,658	2,376	1,502	1,862	4,748	3,822	2,798	1,168	1,624	313	7,547	279,723	_
1人あたり 交付額(円)	2,389	2,295	2,464	2,755	2,492	2,098	2,675	2,210	2,426	2,703	2,599	2,243	2,187	2,572	2,412	2,135	2,374	1,527	2,567	_	2,375

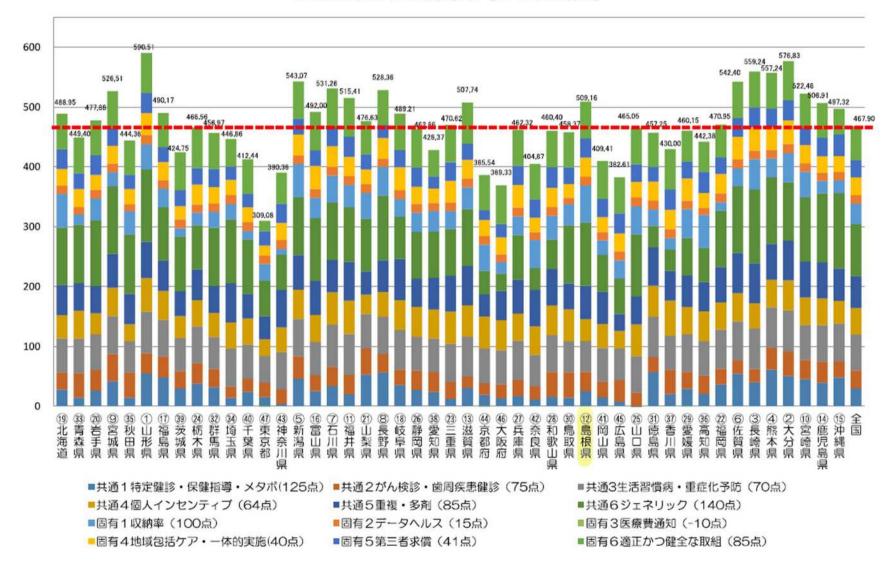
		配点		
	(1)特定健診受診率	50		
共通①	(2)特定保健指導実施率	50		
	(3)メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率	25		
共通②	(1)がん健診受診率等	40		
ス価と	(2)歯科検診受診率等	35		
共通③	発症予防・重症化予防の取組	70		
共通④	(1)個人のインセンティブ提供	40		
共通任	(2)個人への分かりやすい情報提供	24		
共通⑤	重複・多剤投与者に対する取組	85		
共通⑥	(1)後発医薬品の促進等の取組	140		
共通 0	(2)後発医薬品の使用割合	140		
	計	559		

		配点
固有①	収納率向上	100
固有②	データヘルス計画の実施状況	15
固有③	医療費通知の取組	-10
固有④	地域包括ケア推進・一体的実施	40
固有⑤	第三者求償の取組	41
固有⑥	適正かつ健全な事業運営の実施状況	85
	計	271

※ 得点数の数値は、前年度実績報告による減点を含む

令和6年度保険者努力支援制度 取組評価分(市町村分) 都道府県別平均獲得点【840点満点】

速報値



令和6年度保険者努力支援制度(都道府県分)

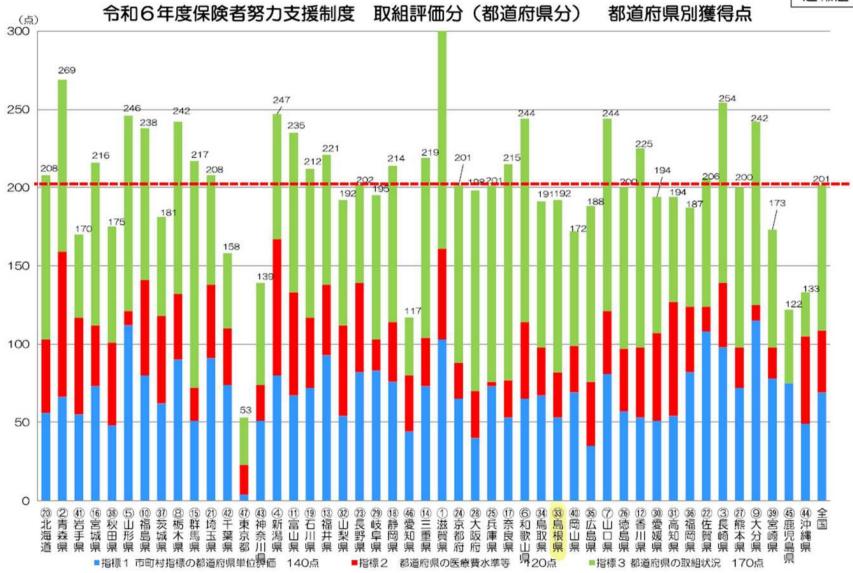
※令和5年度採点分

				指標	Į 1				指標	2			指標3				合計			
年度	都道府 県名	被保険者数	得点	基準点 (被数×得点)	交付額 (千円)	一点 当たり (千円)	一人 当たり (円)	得点	基準点 (被数×得点)	交付額 (千円)	一点 当たり (千円)	一人 当たり (円)	得点	基準点 (被数×得点)	交付額 (千円)	一点 当たり (千円)	一人 当たり (円)	得点	交付額 (千円)	一人 当たり (円)
R6	島根県	115,542	53	6,123,726	67,150	1,267	581	29	3,350,718	61,970	2,137	536	98	11,323,116	103,860	1,060	899	180	232,980	2,016

指標① 主な市町村指標の都道府県単位評価【160億円】	配点
(i)特定健診受診率·特定保健指導実施率	20
 (ii)生活習慣病の発症予防・重症化予防の取組 	20
(iii)個人インセンティブの提供・個人への分かりやすい情報提供	30
(iv)後発医薬品の使用割合	20
(v)保険料(税)収納率	20
(vi)重複・多剤投与者に対する取組	30
計	140
指標② 医療費適正化のアウトカム評価【160億円】	
(i)年齢調整後1人当たり医療費	60
(ii)重症化予防のマクロ的評価	20
(iii)重複·多剤投与者数	40
計	120

音標③ 都道府県の取組状況に関する評価【150億円】 配点								
(i)医療費適正化等の主体的な取組状況								
・重症化予防、重複・多剤投与者への取組等	22							
都道府県による給付点検								
都道府県による不正利得の回収 ・市町村への指	8							
導・助言等 第三者求償の取組								
・保険者協議会への積極的関与	15							
・都道府県によるKDB等を活用した医療費分析等	5							
(ii)法定外一般会計繰入の解消等・保険料水準の統一	80							
(iii)医療提供体制適正化の推進	20							
(iv)事務の広域的及び効率的な運営の推進	20							
āt	170							

速報値



令和6年度 国民健康保険保険者努力支援交付金(予防・健康づくり支援)の支援対象事業

国民健康保険被保険者の健康の保持増進に係る事業を支援することを目的とする

都道府県国保ヘルスアップ支援事業

市町村とともに国保の共同保険者である都道府県が、区域内の市町村ごとの健康課題や健康保持増進事業の実施状況を把握するとともに、市町村における保健事業の健全な運営に必要な助言及び支援を行うなど、共同保険者としての役割を積極的に果たすために実施する国民健康保険の健康保持増進事業

<事業区分>

A 市町村が実施する保健事業の更なる推進に資する基盤整備 D 人

D 人材の確保 ■育成事業

B 市町村の現状把握 ●分析

E データ活用により予防・健康づくりの質の向上を図る事業

C都道府県が実施する保健事業

Fモデル事業

市町村国保ヘルスアップ事業

国保被保険者の健康の保持増進、疾病予防、生活の質の向上等を目的に、国保一般事業、生活習慣病予防対策、生活習慣病等重症化予防対策、重複・頻回受診者等に対する対策、PHRの利活用を推進する取組を実施するものであり、国保被保険者に対しての取組として必要と認められ、安全性と効果が確立された方法により実施する事業

<事業区分>

①国保一般事業 : 健康教育、健康相談、地域包括ケアの視点を踏まえた保健事業等

②生活習慣病予防対策 : 特定健診未受診者対策、特定保健指導未利用者対策等

③生活習慣病等重症化予防対策 : 生活習慣病等重症化予防、糖尿病性腎症重症化予防等

④重複・頻回受診者等に対する対策 : 重複・頻回受診者に対する保健指導、重複・多剤服薬者に対する保健指導

⑤PHRの利活用を推進する取組: PHRを利活用した保健事業

令和6年度 市町村 国保ヘルスアップ事業

【交付要件】

- 右記の事業①~⑤の実施に当たり、下記の要件で補助上限となる基準額を適用し、事業経費 に対する補助を行う。
- 複数区分の事業を実施する場合、事業区分ごとに適用される基準額の合算額を補助上限額と する。ただし、基準額の合算は最大で3事業分までとする(補助事業の申請可能数は3事業に限 らない)。
- 先進的かつ効果的な保健事業として都道府県の指定を受ける場合、別途、補助上限額を加算する。

【基準額①】

(適用要件)

- 右記の事業①、②の2区分について、いずれか又は両方の事業を実施すること。
- データ分析に基づくPDCAサイクルに沿った中長期的なデータヘルス計画を策定していること。
- 1つの事業区分につき下記の基準額①を補助上限とする。複数区分の事業を実施する場合、 区分の数に応じて基準額を加算する。

(基準額)補助率10/10

被保険者数	1万人未満	1~5万人未満	5~10万人未満	10~20万人未満	20万人以上
基準額①	3,000千円	4,500千円	6,000千円	9,000千円	13,500千円

【基準額②】

(適用要件)

- 右記の事業③~⑤の3区分について、いずれか又はすべての事業を実施すること。
- データ分析に基づくPDCAサイクルに沿った中長期的なデータヘルス計画を策定していること。
- 1つの事業区分につき下記の基準額②を補助上限とする。複数区分の事業を実施する場合、 区分の数に応じて基準額を加算する。

(基準額)補助率10/10

被保険者数	1万人未満	1~5万人未満	5~10万人未満	10~20万人未満	20万人以上
基準額②	6,000千円	9,000千円	12,000千円	18,000千円	27,000千円

【先進的かつ効果的なモデル事業を実施する場合の加算額】

(適用要件)

- 先進的かつ効果的なモデル事業として都道府県の指定を受けて、事業①~⑤いずれかの保健事業を実施すること(都道府県は管内市町村数の15%を上限として指定)。
- 〇 第三者(国保連合会の保健事業支援・評価委員会・有識者会議・大学等)の支援・評価を活用すること。
- 上記の要件を満たす場合、補助上限額を加算する。

(加算額)補助率10/10

被保険者数	1万人未満	1~5万人未満	5~10万人未満	10~20万人未満	20万人以上
加算額	4,000千円	6,000千円	8,000千円	12,000千円	18,000千円

事業内容

- ① 国保一般事業
- a)健康教育
- b)健康相談
- c) 歯科にかかる保健事業
- d)地域包括ケアの視点を踏まえた保健事業
- e)保険者独自の取組
- ② 生活習慣病予防対策
- f)特定健診未受診者対策
- g)特定保健指導未利用者対策
- h) 40歳未満早期介入保健指導事業
- i)特定健診継続受診対策等
- j)その他生活習慣病予防対策
- ③ 生活習慣病等重症化予防対策
- k)生活習慣病等重症化予防
- 1) 糖尿病性腎症重症化予防
- m)保健指導
 - ①禁煙支援
- ②二次性骨折予防に関する取組
- ③その他保健指導
- ④ 重複・頻回受診者等に対する対策
- n)重複・頻回受診者に対する保健指導
- o)重複・多剤服薬者に対する保健指導
- ⑤ PHRの利活用を推進する取組
- p)PHRを利活用した保健事業

令和6年度 都道府県 国保ヘルスアップ支援事業

【交付対象】

○ 市町村とともに国保の共同保険者である都道府県が、区域内の市町村ごとの健康課題や保健事業の実施状況を把握するとともに、 市町村における保健事業の健全な運営に必要な助言及び支援を行うなど、共同保険者としての役割を積極的に果たすために実施 する国民健康保険の保健事業

【交付要件】

- 実施計画の策定段階から、第三者(有識者会議、国保連合会の保健事業支援・評価委員会等)の支援・評価を活用すること。
- 市町村が実施する事業との連携・機能分化を図り、管内市町村全域の事業が効率的・効果的に実施するために必要な取組と認められる事業であること。
- 事業ごとの評価指標(ストラクチャー指標、プロセス指標、アウトプット指標、アウトカム指標)・評価方法の設定等

(事業分類及び事業例)

A. 市町村が実施する保健事業の更なる推進に資する基盤整備

- 都道府県レベルの連携体制構築
- 保健事業に関わる都道府県及び市町村職員を対象とした人材育成
- ヘルスアップ支援事業及びヘルスアップ事業の計画立案能力の向上及び先進、優良事例の横展開を図る取組

B. 市町村の現状把握・分析

• KDB等のデータベースを活用した現状把握、事業対象者の抽出、保健 事業の効果分析・医療費適正化効果の分析・保健事業の課題整理を行 う事業

C. 都道府県が実施する保健事業

- 都道府県が市町村と共同または支援により行う保健事業
- 保健所と連携して実施する保健事業

D.人材の確保・育成事業

- かかりつけ医、薬剤師、看護師等の有資格者等に対する特定健診 や特定保健指導等の国民健康保険の保健事業に関する研修
- 医療機関や福祉施設に勤務する糖尿病療養指導士や認定・専門看護師、管理栄養士、リハビリ専門職等を活用した保健事業

<u>E.データ活用により予防・健康づくりの質の向上を図る事業</u>

- 医療・健康情報データベースの構築
- データヘルス計画の標準化に向けた現状把握・分析
- 予防・健康づくりに資するシステムの構築

F.モデル事業(先進的な保健事業)

- ・地域の企業や大学、関係団体等と都道府県単位の現状や健康課題 を 共有し協力し実施する先進的な予防・健康づくり事業
- 無関心層を対象にして取り組む先進的な保健事業
- ※1 国民健康保険特別会計事業勘定(款)保健事業に相当する科目により実施する事業に充当
- ※2 市町村が実施する保健事業との役割を調整するよう留意
- ※3 委託可

【基準額】(補助率10/10)

被保険者数	25万人未満	25~50万人未満	50~75万人未満	75~100万人未満	100万人以上
基準額	150,000千円	175,000千円	200,000千円	200,000千円	200,000千円

令和6年度 国民健康保険保険者努力支援交付金(予防・健康づくり支援) 事業費連動分に係る評価指標

- 事業費連動分については、都道府県ごとに、以下の評価指標に基づいて採点を実施
 - (1)「事業」の取組状況
 - (2)「事業」の取組内容



左記(1)(2)について、それぞれ都道府県ごとの「点数」×「合計被保険者数」=「総得点」を算出し、 総得点で予算額を按分して配分。ただし、都道府県ごとに事業費分の交付額の2倍を上限額とし、 上限に達した都道府県に係る未交付額は、上限に達していない都道府県に再配分する。

連携して事業を実施している場合

(1)「事業」の取組状況 114億円	
(都道府県)	
1)事業ABCを全て実施している場合	5 点
2)事業ABCDEを全て実施している場合	6点
3)事業Fを実施している場合で、全都道府県による評価結果 上位 1位から10位 上位11位から20位	10点 5点
(市町村)要件を満たす管内市町村の割合に応じて加点	
1)事業①国保一般事業を ・1事業以上実施する管内市町村の割合が4割以上の場合 ・上記を満たした上で、2事業以上実施する管内市町村の割合が1割 以上の場合	5 点 8 点
2)事業②生活習慣病予防対策を2事業以上実施する管内市町村の割 合が7割以上の場合	5点
3)事業②のh)を実施する管内市町村の割合が5割以上の場合	5 点
4)事業③生活習慣病等重症化予防対策を実施する管内市町村の割合 が9割以上の場合	5 点
5)事業④のn)またはo)を実施する管内市町村の割合が3割以上の場合	5点
6) 事業⑤PHRの利活用を推進する取組を実施する管内市町村の割合が1割以上の場合	5点
7)事業①②③④それぞれから1事業以上の事業を実施している管内市町村の割合	
管内市町村の2割以上が実施 管内市町村の1割以上2割未満が実施	6点 3点

(2)「事業」の取組内容 114億円 (都道府県) 1)下記市町村指標1)~3)を全て満たす申請市町村の割合が5割以上の場合 10点 2)申請市町村が下記市町村指標1)~3)を満たせるよう都道府県から支援を 受けたと回答している割合 申請市町村の8割以上が支援を受けている場合 10点 申請市町村の6割以上8割未満が支援を受けている場合 5点 (市町村) 要件を満たす申請市町村の割合に応じて加点 1)申請市町村の全てが、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを 8点 組み合わせて総合的に事業を展開している場合 2)申請市町村の全てが、性・年齢別等の視点に加え、地域ごとの分析を実施 3点 している場合 3)申請市町村の全てが、事業の計画、実施、評価にわたり、第三者の支援・評 10点 価を受け、事業に反映している場合 4) d) の申請市町村の全てが、医療・介護・保健など部局横断的にデータ分析 3点 を行い、一体的(国保・後期・介護)に事業へ活用している場合 5)n)またはo)の申請市町村の全てが、医療費適正化効果や対象者の減少数 10点 等の目標値を設定した上で、地域の医師会・薬剤師会等の医療関係団体と

(千円)

			0 0 1	000	0.00	0.0.4	005	0.06	007	036	0.4.0	057	058	059	0 6 1	0.0.1	000	000	084	085	086	İ			
			松江市	002 浜田市	出雲市	004 益田市	大田市	006 安来市	工津市	川本町	0 4 9 津和野町	海士町	西ノ島町	知夫村	雲南市	081 奥出雲町	082 飯南町	083	日南町 日南町	吉賀町	隠岐の島町				
	被	保険者数(R6年1月時点)	30,742	8,414	27,572	8,154	6,177	6,285	4,053	551	1,397	524	640		6,150	2,192	828	768	2,038	1,106	2,794				
	基	基準額①(事業区分①)	4,500			3,000)		3,000		3,000				3,000	3,000	3,000			3,000					
	差	基準額①(事業区分②)	4,500	3,000	4,500		3,000	3,000		3,000	3,000	3,000	3,000			3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000				
	基	基準額②(事業区分③)	9,000	6,000	9,000	6,000	6,000		6,000	6,000	6,000				6,000	6,000	6,000	6,000	6,000						
		基準額②(事業区分④)		6,000	9,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000		6,000)		6,000			6,000			6,000				
	 表	基準額②(事業区分⑤)																							
-	補助上	・限(事業区分3つまでの計)	18,000	15,000	22,500	15,000	15,000	9,000	15,000	15,000	12,000	9,000	3,000	0	15,000	12,000	12,000	15,000	9,000	6,000	9,000				
	C:	事前協議〕事業費申請額	17,620	4,579	18,054	6,961	9,360	5,805	5,456	168	3,318	180	2,406		6,921	6,767	4,909	1,982	540	3,38	2 4,565				
	標準的	対範囲を超過する額の2分の1	0	0	0			0	0		0	0			440		500						計	7	
				-																				4	
		a 健康教育	а			а									a		а			а		a	5	4	
1		b 健康相談	b						b		b				b	b						b	5		①を1事業
国 保 一		C 歯科に係る保健事業													С							С	1		上実施す
般事業																								A	(4割) 8 以上
業		d 地域包括ケアシステムを推進す る取組														d						d	1		以上
		e 保険者独自の取組																				е	0		
				•																			10	1	
		f 特定健診未受診者対策	f	f	f	f	f	f	f	f	f	f	f		f	f	f	f	f	f	f	f	18	4	
2 生活		g 特定保健指導未利用者対策	g		g																	g	2		②を2事
習慣		h 40歳未満早期介入保健指導事業			h											h			h	h	h	h	5	i	上実施す
病予防		11			"											"					"			4	(7割) 14
対策		 特定健診継続受診対策等			i											i		i				i	3		以上
		j その他生活習慣病予防対策			j																	j	1		
																								A	
③ 生)	k 生活習慣病重症化予防	k		k	k	k		k	k					k	k			k			k	9	4	
活習		その他生活習慣病予防対策	1	I	ı	1	1		1		1						I	1				1	9	A	③を1事
慣病等		€ ** 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1																						4	上実施す
重		①禁煙支援																				m-1)	0	4	(9割) 18
症化予防対策		m 保健指導 ②二次性骨折予防に 関する取組	=																			m-2	0	A	以上
対策																								A	
		③その他保健指導																				m-3	0		
等重	£	n 重複・頻回受診者に対する保健 指導		n			n															n	2		④ のr
で対する対策を対象に対する対策	· 通																						_	A	またに 0を実施
対別	可 受	重複・多剤服薬者に対する保健 指導			o	o		o	o	o		o			0			o			o	0	9		(3割 6 以上
- 1	fi																							4	W.L.
用を推	Р																								⑤を実施 市町本
組進す	R の	p PHRを利活用した保健事業																				р	0		(1割 2
る 取																									以上
		計	6	3	8	5	4	2	5	3	3	2	1	0	6	6	3	4	3	3	3		70		
															<u> </u>								1	宝施	
		施区分数	3	3	3	4	. 3	2	4	3	3	2	2 1	0) 4	3	3	3	2	. 2	2 2	実施 市町村数	目標	実施 市町村 割合	
		を1事業以上実施	1	0	0	1	0		1	0	1	0		0		1	1	·	0		0	8	8	42. 1 15. 8	
		を2事業以上実施 を2事業以上実施	1	0	1	0	-	-	0	0	0	0) 0	0		1	0		1	1	, 0 1	3 7	2 14	36.8	
	2	のhを実施	0	0	1	0	0		0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	1	5	10	26. 3	
		を実施 のn又はoを実施	1 0	1	1	1	1	0	1	1	1	0	0 0	0	1	0	0	1	1	(13 11	18 6	68. 4 57. 9	
	(5)	を実施	0	_		0		_	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	(0	0	2	0.0	
	1	②③④を各1事業以上実施	. 0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	() 0	3	4/2	15. 8	

	R6 事動 実町 実町合	
①を1事業以 上実施する 市町村 (4割) 8 以上	①を2事業以 上実施する 市町村 (1割) 2 以上	
②を2事業以 上実施する 市町村 (7割) 14 以上	②のhを実施 する市町村 (5割) 10 以上	①②③④を各 1事業以上 1施する市町村
③を1事業以 上実施する 市町村 (9割) 18 以上		(2割) 4 (1割) 2 以上
④のn または oを実施 (3割) 6 以上		
⑤を実施する 市町村 (1割) 2 以上		

資料 2-4

島根県国民健康保険運営協議会

…島根大学との連携による事業 (島根県国保ヘルスアップ支援事業の総合的な推進事業)

■島根県国保ヘルスアップ支援事業の概要

令和6年9月

			令 和 5 年 度(実績)	令 和 6 年 度(計画)
事業 区分	目的	事業名	実施内容	実施内容
市町村が実施する	○島根県の糖尿病対策会議と市町 村の取組との連携強化 ○取組や好事例等の情報交換 ○糖尿病対策及び重症化予防対策 の推進	① 糖尿病対策推進連携体 制の構築	■糖尿病対策市町村等担当者連絡会○県と市町村の連携強化○重症化予防事業の充実に向けた検討	■糖尿病対策市町村等担当者連絡会 〇県と市町村の連携強化 〇重症化予防事業の充実に向けた検討
推進に資	〇効果的・効率的な保健事業が実践できる人材の育成 〇保健所と市町村が協働で参加 し、それぞれの役割に応じた地域 診断・施策化等の能力を習得	② 健康課題施策化研修 〜保健所・市町村協働 の健康づくり〜	■健康課題施策化研修 ○R4、R5の2年間で1クールの研修を実施。 R5は2年目	■健康課題施策化研修 ○R6、R7の2年間で1クールの研修を実施。 R6は1年目
B 市町村の 現状把 握·分析	〇特定健診等データの集計・見える化ツールの活用によるPDCAサイクルに添った保健事業の推進〇保健所による市町村へのデータ活用支援の強化	③ 特定健診等データの集 計・見える化	【3年目】 ■特定健診等データの活用の推進 ○ツールによる集計と結果の提供 ○ツールの活用に向けた検討 ■KDB等のデータ活用に向けた支援(委託) ○KDBを活用した医療費分析ツールの更新 ○データ活用に向けた個別支援 データヘルス計画の策定支援の一環	【4年目】 ■特定健診等データの活用の推進 〇ツールによる集計と結果の提供 〇ツールの活用に向けた検討 ■KDB等のデータ活用に向けた支援(委託) ○KDBを活用した医療費分析ツールの更新 ○データ活用に向けた個別支援
で 都道府県 が実施す る保健事 業	〇県内共通の課題(腎臓病、脳卒中や心臓病等循環器病などの発症・重症化予防)に関する普及・啓発による予防・健康づくりの推進	④ 予防・健康づくりの普 及・ 啓発事業	【3年目】 ■県民へ普及啓発事業(委託) ○オンライン健康教室 (しまね健康情報 e ーラーニングシステム「しまねMAME インフォ」 ・新規コンテンツの作成、公開 ○教材の作成、配布 ○マスコミを活用した啓発活動 ・新聞(りびえ〜る)年間11回掲載 ・ C M(特定健診、特定保健指導のCM再放送、運動、減塩、野菜のCM放送)	【4年目】 ■県民へ普及啓発事業(委託) ○オンライン健康教室 (しまね健康情報 e ーラーニングシステム「しまねMAME インフォ」) ・新規コンテンツの作成、公開 ・令和3年~5年度に作成したコンテンツの内容更新 ○教材の作成、配布 ○マスコミを活用した啓発活動 ・新聞(りびえ~る)年間11回掲載 ・CM(R3~R5で作成したCMの再放送) ・SNS等を活用した啓発
	〇病態や指導が複雑な糖尿病性腎 症に対する指導実践者の資質向上 〇情報共有による地域ごとの連携 体制づくりの推進	⑤ 糖尿病性腎症重症化予 防 実践者育成事業	 ■糖尿病性腎症重症化予防実践者育成講座(委託) ○研修会の開催(集合研修) 年1回 動画配信(「しまねCOMMONS」を活用) ■市町村等への個別支援(委託) ○各圏域・市町村での事業実施支援(研修講師派遣、事例検討アドバイザー派遣等) 	■糖尿病性腎症重症化予防実践者育成講座(委託)○研修会の開催(集合研修) 年1回 動画配信 (「しまねCOMMONS」を活用)■市町村等への個別支援(委託)○各圏域・市町村での事業実施支援(研修講師派遣、事例検討アドバイザー派遣等)
	○研修環境の整備による地域の医療専門職等への研修機会の提供 ○重症化予防対策に従事する専門 職の資質向上による国保保健事業 の推進 ○各診療ガイドラインの普及によ る病診・診診連携の推進	⑥ 専門職研修事業	【3年目】 ■専門職研修(委託) (お役立ちe-ラーニングシステム「しまねCOMMONS」) 〇研修動画の充実 ・新規コンテンツの作成・公開 ・県主催の研修の動画配信 ○関係機関への周知と活用の推進 ○専門職への各ガイドラインの普及・啓発	【4年目】 ■専門職研修(委託) (お役立ちe-ラーニングシステム「しまねCOMMONS」) ○研修動画の充実 ・新規コンテンツの作成・公開 ・県主催の研修の動画配信 ・令和3年~5年度に作成したコンテンツ内容更新 ○関係機関への周知と活用の推進 ○専門職への各ガイドラインの普及・啓発
	〇保健・医療・介護データの分析に 基づく健康寿命延伸・医療費適正 化のためのPDCAに添った効果 的な事業展開の推進	⑦ 医療費等データ活用 事業	【3年目】 ■医療費等データ活用事業(委託) ○島根大学を中心としたデータ分析体制の構築 ○県、圏域、市町村の健康実態や課題の明確化 分析結果について、関係会議で報告	【4年目】 ■医療費等データ活用事業(委託) ○県、圏域、市町村の健康実態や課題の明確化 分析結果について、関係会議で報告 ○データ分析結果の活用に向けた検討、支援
	〇骨折予防や骨粗しょう症による 再骨折対策の推進による医療費適 正化の推進	⑧ 骨折及び骨粗しょう症 予防モデル事業		$ $
	〇残薬調整の推進による適正服薬 と医療費適正化の推進	⑨ 医薬品適正使用のため の調査分析事業		<新規事業> R6~3年計画で実施 (委託) 1年目は現状把握 ■残薬に関する現状把握 医療費等のデータ分析 ■薬剤師会等とヒアリングや検討会の実施
モデル事	○好事例の収集や実践に基づく効果的な指導方法、地域の健康課題や保健指導対象者の背景の分析、アウトカムにつながる評価方法の検討 ○効果的・効率的な保健指導の実践方法を検討し、市町村における保健指導を推進	⑩ 保健指導推進事業	【2年目】 ■モデル市町村による実践と検討(委託) 効果的・効率的な指導方法の検討 ■保健指導媒体・マニュアル等の作成(委託) しまねMAMEインフォの教材と連動 ■保健指導従事者研修会の開催(委託) 研修内容はしまねCOMMONSで公開	
業	○がん検診の未受診者対策に関する課題の把握 ○大腸がん検診未受診者に対して 個別の受診勧奨・再勧奨をによる モデル市町村及び県全体のがん健 診受診率の向上	① 大腸がん検診未受診者 対策事業	【2年目】 ■モデル市町村による大腸がん検診の未受診者受診勧奨 (委託) 未受診者への受診勧奨・再勧奨 受診率向上につながる助言や支援の実施	

令和6年度 島根県国保ヘルスアップ支援事業について

1. 島根県国保ヘルスアップ支援事業の総合的な推進事業

大学の専門的な知識・技術・ネットワークの活用により国保へルスアップ支援事業を総合的に展開し、市町村及び県による国保保健事業の効果的な推進を図るため、島根大学に以下(1)①、(2)①、②、③の事業を委託し実施。

(1) 専門職研修事業

- ① 「しまねCOMMONS (しまねこもんず)」: しまね健康情報 e-ラーニングシステム
 - ・専門職向けに、糖尿病性腎症や慢性腎臓病、脳卒中や心臓病その他の循環器病などの 予防・重症化予防に関する研修を目的としたコンテンツ。
 - ・令和6年10月末現在で公開している動画一覧は別紙のとおり。

(2) 予防・健康づくりの普及啓発事業

- ①「しまねMAMEインフォ (しまねまめいんふぉ)」: しまね健康情報 e -ラーニングシステム
 - ・住民向けのオンライン健康教室として実施。
 - ・地域での健康教室や保健指導等での活用していただくための動画とチラシ (教材) を 合わせて作成。
 - ・令和6年10月末現在で公開している動画一覧は別紙のとおり。

②山陰中央新報「りびえ~る」を活用した啓発

- ・月1回(第2日曜日)、1面(片面)を使用し、啓発記事「元気のための基礎知識」 を掲載。りびえ~る Web 版にも掲載。
- ・紙面のPDFデータは印刷をして掲示等でご活用できるよう、県のホームページに 掲載。

③テレビスポット(15 秒 CM)

- ・民放3社で放送。県の公式 YouTube チャンネル『しまねっこチャンネル』でも放送。
- ・令和3年度~5年度に作成した「特定健診受診勧奨」「特定保健指導」のCMを再放送。 特定健診は6月、11月、12月に、特定保健指導は9月、11月、12月、2月に 放送予定。

2. KDBの活用に向けた支援 (委託先:合同会社 DATA MILL)

KDBを活用した医療費分析ツールを令和3年度に作成し、毎年データ更新をしたものを各市町村及び保健所に配布。

分析ツールでは国保と後期高齢者医療の医療費を県内市町村、二次医療圏(保健所単位) 別に見える化することが可能。

*KDB(国保データベース)システムは、国保保険者や後期高齢者医療広域連合における保健事業の計画作成や実施を支援するため、国保連合会が「健診・保健指導」、「医療」、「介護」の各種データを利活用して、「統計情報」や「個人の健康に関するデータ」を作成するシステム

(1) KDBを活用した医療費分析ツール

4月に令和5年度に更新した分析ツールを各市町村及び保健所に配布。 今年度は令和5年度データを追加し更新をする予定。 更新したツールは年度末を目途に配布予定。

(2)個別支援

令和4年度から、KDBを活用した医療費分析ツールを活用した分析について個別支援

を実施。

今年度は医療費分析ツールを使ったデータ分析の他、年齢調整死亡率や健診結果等のデータ分析についても個別支援を行う。

今年度は希望があった7市町村で実施予定。

3. 糖尿病性腎症等重症化予防実践者育成事業(委託先:NPO 法人島根糖尿病支援機構)

(1)糖尿病腎症等重症化予防実践者育成講座

- 平成30年度からを年1回実施。集合型研修及び動画配信を実施。
- ・今年度は10月20日(日)に講義と症例検討を行う。 昨年度と同様に集合型研修を動画撮影し、しまねCOMMONSで視聴できるように する。2月から配信予定。

(2) 個別支援

- ・令和5年度から個別支援を実施。今年度は2~3回/年実施予定。
- ・個別支援の内容としては、研修会の講師や事例検討や指導媒体のアドバイザー派遣
- ・6月に実施したアンケートで把握した個別支援の希望ありの市町村から、個別支援の 内容について申請してもらい、委託先と調整の上実施。
- ・今年度は大田圏域と江津市で実施予定。

4. **令和6年度新規事業**(委託先:株式会社JMDC)

令和5年度に策定した第4期島根県医療費適正化計画に基づき、骨折及び医薬品適正 使用への対策として令和6年度に新規の保健事業を立ち上げ。いずれの事業も令和6年 度~8年度の3カ年計画で実施。1年目はデータ分析による現状把握及び市町村で実施 する事業提案、2年目以降はモデル市町村で事業を実施し、他市町村への波及を目指 す。

(1) 骨折及び骨粗鬆症予防モデル事業

骨折に係る医療費の増加、骨折が要介護状態の原因疾患で上位であること等を踏まえ、 骨折等の発症予防を図るための事業を展開。骨粗鬆症治療中断者への受診勧奨や二次性 骨折予防の受診勧奨等を検討。

(2) 医薬品適正使用のための調査分析事業

薬剤に係る医療費の適正化及び患者の健康面への影響の観点から、現行の多剤・重複投与対策に加えて医薬品適正使用を推進するための事業を検討。医薬品適正使用を図るための効果的な対象者層や薬剤を分析し、その上で効果的な取組を提案予定。



「しまね COMMONS」

島根大学医学部と島根県が共同で、医療等専門職のためのお役立ちeラーニングシステム「しまね COMMONS」を開講しています。いつでも、どこでも、何度でも、無料で受講できます。疾病ごとに、疾病の基礎知識や治療、生活上の注意点など幅広い内容で構成されています。視聴するためには、登録が必要ですが、登録は簡単にできますので、これを機に是非ご登録下さい。



今、「しまね COMMONS」で視聴できる コンテンツ(スライドや動画)

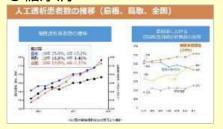


最後に 理解度チェック があります!

●TOP 画面



●糖尿病



●脂質異常症



- ●糖尿病
- ●高血圧
- ●脂質異常症
- ●心臓リハビリテーション
- ●心臓リハビリテーション実施のポイント
- ●脳卒中リハビリテーション
- ●脳血管疾患
- ●虚血性心疾患
- ●歯周·顎口腔疾患

- ●うつ病
- ●皮膚疾患
- ●医療安全
- ●Advance Care Planning(人生会議)を学ぼう!(基礎編)
- ●緩和ケアセミナー「痛みの評価と薬物治療」
- ●乳がん検診従事者講習会
- ●保健指導従事者研修会~保健指導の効果を高める ために~
- ●令和6年度大田圏域感染症対策研修会

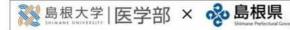
スマートフォンでご視聴の場合はこちらから ⇒



パソコンからご視聴の場合はこちらから

⇒ 検索ワード「しまね COMMONS」





「しまね MAME インフォ」

島根大学医学部と島根県が共同で、県民のみなさまに向けたしまね健康情報 e ラーニングシステム「しまね M^{t} A M^{c} Eインフォ」を開講しています。 I つ 5分程度のスライドや動画による健康情報で、専門講師による分かりやすい内容 となっていますので、ぜひご視聴下さい。

今、「しまね MAME インフォ」で 視聴できるコンテンツ(スライドや動画)

●TOP 画面



●島大病院が本気で考えたレシピ ●キケンな「頭痛」はスグ病院へ!





●ほどよい塩分摂取で健康に!



●野菜をしっかり摂りましょう!



●すき間時間でちょい筋トレ



ご視聴いただけるコンテンツ一覧は裏面をご確認ください。

スマートフォンでご視聴の場合はこちらから ⇒ パソコンからご視聴の場合はこちらから



⇒ 検索ワード「しまねMAMEインフォ」



しまね健康情報 e ラーニングシステム しまねMAMEインフォコンテンツ一覧

生活習慣病予防·重症化予防

- ●ムリなく始めよう!高血圧予防!
- ●正しい血圧測定
- ●糖尿病の発症とその予防
- ●糖尿病の管理
- ●キケンな「頭痛」はスグ病院へ!
- ●その「頭痛」我慢しないで!

食事

- ●野菜をしっかり摂りましょう!
- ●ほどよい食塩摂取で健康に!
- ●からだが喜ぶレシピ(しじみと鶏のガンボスープ・島大病院が本気で考えたレシピ#1、#2、#3)

運動

- ●手軽な運動で健康づくり
- ●すき間時間でちょい筋トレ(お腹まわりの引き締め筋トレ・肩まわりの筋トレ・足腰を強くするスクワット)
- ●"弱った"と自覚したらもう遅い?!
- ●運動がもたらす健康への効果
- ●運動した方が良いのは分かるけど・・・(今から始めるスキマ運動:家事・デスクワーク編・農作業や労働作業の工夫でできる筋力アップ)
- ●健康管理も習慣に~スマートフォンなどを使った健康管理の第一歩~
- ●力強い足を手に入れるための"コレだけ"運動~足腰を鍛える運動編~
- ●綺麗な姿勢を維持するための"コレだけ"運動~お腹を引き締め姿勢を整える運動編~
- ●体力アップのための"コレだけ"運動~負担の少ないウォーキング~
- ●歩くことから始めよう 基礎編(歩く前の準備・歩くことの効果)
- ●手軽にできる!(健康維持のウォーキング・ノルディックウォーキング)

その他

- ●ちょっと気になるこれからの医療費
- ●今日からはじめる介護予防~フレイルについて知ろう~(基礎編)
- ●あなたの生活を彩る フレイル予防~運動編~
- ●今日からはじめる社会参加~「つながる」ことからフレイル予防~
- ●正しい口腔ケア
- ●オーラルフレイル予防~寝たきり予防の第一歩は、お口から~
- ●フレイル予防と食事・栄養

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る対応等について

1 制度改正の概要

- ○令和5年6月9日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)が公布され、「マイナンバーカードと健康保険証の一体化」において、「改正法の施行後は、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を基本としつつ、全ての被保険者が必要な保険診療を受けられるよう、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある者については、氏名・生年月日、被保険者等記号・番号、保険者情報等が記載された資格確認書により被保険者資格を確認する」こととされた。
- ○また、「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会」において一体化に向けた課題の整理と必要な対応がまとめられ、「当面の間、マイナ保険証(健康保険証利用登録をされたマイナンバーカードをいう。以下同じ。)を保有していない方全てに、資格確認書を申請によらず交付(職権交付)することとされた。
- ○改正法の施行期日は、令和6年12月2日となっている。

2 制度改正に伴う主な変更点

(1)健康保険証の取り扱い

- ○改正法の施行により、令和6年12月2日をもって現行の健康保険被保険者証は廃止 (新規発行が停止)され、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行するが、12月1日 以前に発行された被保険者証は、引き続き有効期限まで使用することができる (経過措置)。
- ○島根県国民健康保険被保険者証の有効期限は、最長で令和7年7月31日まで(同日までに75歳の誕生日を迎える方は誕生日の前日まで、70歳の誕生日を迎える方は延生月の月末まで)となっており、当該被保険者証が有効な間は、マイナ保険証の保有状況に関わらず使用することができる。

(2) 資格確認書の交付

- ○医療保険者は、マイナ保険証を保有していない被保険者に対し「資格確認書」を交付することとなるが、本県の国民健康保険では、市町村における事務処理の広域化・効率化及び保険医療機関等関係者への影響等を考慮し、市町村と協議の上、「島根県国民健康保険における資格確認書の標準様式(仕様)」を定め、全市町村が同じ様式の資格確認書を交付することとしている(標準様式は別紙1のとおり)。
- ○標準様式については、島根県医師会、島根県歯科医師会、島根県薬剤師会を通じ、 県内保険医療機関等への周知をお願いする予定としている。

(3) 資格情報のお知らせ

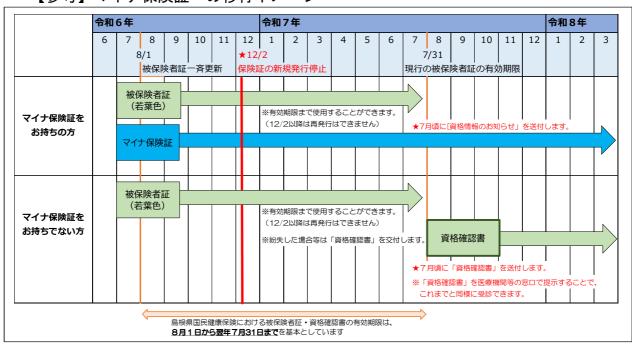
○医療保険者は、マイナ保険証の保有者に対し、自身の被保険者資格等を簡易に確認 できるよう、新規資格取得時や一部負担金割合の変更時等に「資格情報のお知らせ」 を交付することとなっている。



(様式例)

- ※A4サイズを基本とするが、様式の統一は行わ ないため、市町村ごとで仕様(紙質・色など) が異なる。
- ※右下部分を切り取って利用することも可能。 (資格情報のお知らせのみでは受診できない)



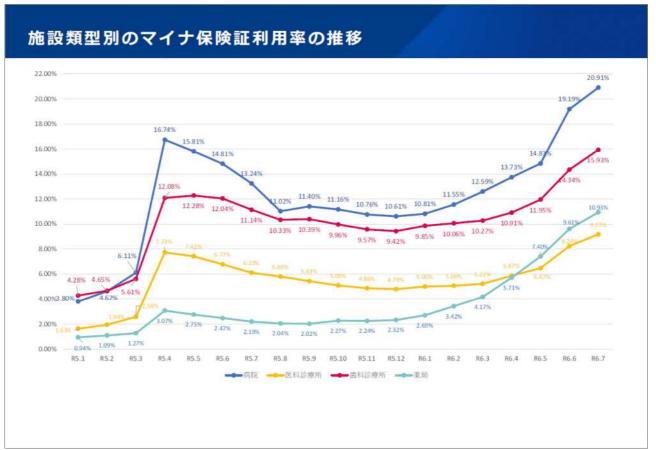


- ※現行の被保険者証が有効期限まで使用できるため、市町村が現在加入中の国保被保険者 に「資格確認書」又は「資格情報のお知らせ」を交付(送付)するのは、来年の7月頃 となる。
- ※各市町村において、広報誌やホームページ等で制度改正に係る情報発信をしているとこ ろではあるが、県からも市町村に対し、被保険者向けの周知・広報に十分努めていただ くよう、改めて協力依頼をしている (周知内容の参考例として別紙2を市町村へ提示。 県のホームページにおいても情報提供している)。

3 マイナ保険証の利用状況等

(1) 全国の状況(全制度合計)

※第 181 回社会保障審議会医療保険部会(令和6年8月30日)資料(厚生労働省)



オンライン資格確認 マイナ保険証の利用実績 (都道府県別の医療機関・薬局での利用(令和6年7月))

○ 都道府県別のマイナ保険証の利用率(令和6年7月)は以下のとおり。 ※黄色=上位5県 灰色=下位5県

7月の利用実績は、 全国で4番目に高い 都道府県名 利用率

都道府県名	利用率
北海道	12.14% (+1.63%)
青森県	10.27% (+1.49%)
岩手県	12.97% (+1.40%)
宮城県	10.55% (+1.50%)
秋田県	11.83% (+1.82%)
山形県	12.43% (+1.81%)
福島県	15.19% (+1.43%)
茨城県	12.93% (+1.24%)
栃木県	14.06% (+1.70%)
群馬県	13.33% (+1.51%)
埼玉県	9.84% (+1.12%)
千葉県	11.67% (+1.25%)
東京都	10.03% (+0.99%)
神奈川県	10.50% (+1.15%)

全国	11.13% (+1.23%)

都道府県名	利用率
新潟県	15.66% (+1.80%)
富山県	18.00% (+1.93%)
石川県	16.63% (+1.42%)
福井県	16.88% (+1.77%)
山梨県	10.23% (+1.44%)
長野県	9.88% (+1.27%)
岐阜県	11.09% (+1.21%)
静岡県	12.82% (+1.33%)
愛知県	9.07% (+1.18%)
三重県	10.43% (+1.16%)
滋賀県	12.52% (+1.48%)
京都府	12.06% (+1.33%)
大阪府	9.91% (+1.12%)
兵庫県	10.37% (+0.98%)
奈良県	11.03% (+1.17%)
和歌山県	7.72% (+0.89%)

	全国
都道府県名	利用率
鳥取県	14.12% (+1.07%)
島根県	15.98% (+1.87%)
岡山県	11.33% (+1.36%)
広島県	12.57% (+1.55%)
山口県	14.88% (+1.60%)
徳島県	9.24% (+1.10%)
香川県	11.91% (+1.21%)
愛媛県	8.81% (+1.23%)
高知県	10.36% (+0.62%)
福岡県	10.19% (+0.99%)
佐賀県	11.13% (+0.85%)
長崎県	11.61% (+1.24%)
熊本県	11.13% (+0.95%)
大分県	10.52% (+0.86%)
宮崎県	12.95% (+0.71%)
鹿児島県	15.21% (+0.81%)
沖縄県	4.75% (+0.26%)

※ 利用率 = マイナ保険証利用件数 ÷ オンライン資格確認利用件数 (括弧内の値は令和6年6月の値からの変化量(%ポイント))

医科	診療所]				【病院	定】				
順位 R	6.6順位	都道府県	利用率 M	NC利用件数	オン資件数	順位 F	6.6順位	都道府県	利用率	MNC利用件数	オン資件数
1	(1)	福井	15.92%	59,207	371,948	1	(1)	富山	33.49%	57,844	172,71
2	(2)	鹿児島	14.01%	156,469	1,116,917	2	(6)	栃木	29.32%	40,265	137,32
3	(3)	新潟	13.66%	165,909	1,214,990	3	(5)	山形	29.05%	29,255	100,70
4	(4)	富山	13.40%	79,229	591,162	4	(2)	茨城	28.40%	62,949	221,62
5	(7)	秋田	13.01%	57,928	445,404	5	(4)	石川	27.44%	37,732	137,48
6	(5)	島根	12.58%	55,460	440,717	6	(3)	山口	27.15%	40,083	147,65
7	(6)	宮崎	12.19%	81,543	668,711	7	(7)	鹿児島	25.83%	63,613	246,31
8	(9)	石川	11.87%	82,676	696,712	8	(14)	宮城	25.74%	51,587	200,44
9	(8)	鳥取	11.66%	39,241	336,631	9	(9)	千葉	25.68%	127,732	497,30
10	(11)	静岡	11.39%	302,393	2,655,099	10	(8)	福島	25.43%	45,152	177,53
11	(10)	滋賀	11.27%	78,802	699,337	11	(16)	香川	24.86%	22,436	90,26
12	(13)	栃木	11.15%	135,536	1,215,465	12	(19)	北海道	24.45%	154,004	629,98
13	(12)	岩手	10.94%	77,072	704,486	13	(11)	京都	24.15%	53,404	221,15
14	(20)	青森	10.91%	70,514	646,336	14	(18)	島根	23.99%	14,291	59,56
15	(15)	山口	10.51%	112,999	1,075,646	15	(13)	岐阜	23.86%	42,420	177,81
16	(17)	北海道	10.49%		2,871,431	16	(12)	新潟	23.66%	43,557	184,09
17	(14)	香川	10.46%	52,560	502,257	17	(10)	宮崎	23.65%	42,330	179,01
18	(18)	山形	10.38%	87,959	847,737	18	(24)	広島	23.56%	64,724	274,76
19	(19)	群馬	10.23%		1,359,900	19	(15)	滋賀	23.43%	21,890	93,44
20	(16)	福島	10.22%		1,078,172	20	(22)	愛媛	23.24%	34,635	149,04
21	(21)	茨城	10.09%		1,444,514	21	(30)	秋田	23.05%	14,948	64,84
22	(23)	千葉	10.06%	341,220	3,392,528	22	(23)	奈良	23.05%	29,751	129,07
23	(24)	宮城	9.85%		1,690,746	23	(20)	岩手	22.82%	29,756	130,41
24	(22)	京都	9.75%	The second secon	1,406,485	24	(17)	鳥取	22.47%	13,685	60,90
25	(25)	広島	9.30%		2,276,022	25	(21)	山梨	22.26%	12,832	57,63
26	(26)	奈良	8.96%	80,716	900,699	26	(25)	長野	21.78%	46,640	214,17
27	(28)	岐阜	8.95%		1,606,857	27	(31)	長崎	21.69%	36,363	167,65
28	(30)	神奈川	8.77%		6,675,732	28	(28)	群馬	21.32%	41,942	196,70
29	(29)	長崎	8.77%		1,221,523	29	(26)	兵庫	21.18%	95,424	450,47
30	(27)	三重	8.77%	128,316	1,462,900	30	(27)	神奈川	20.93%	129,664	619,62

施設類型別・都道府県別の利用実績 ※ 利用率 = マイナ保険証利用件数 ÷ オンライン資格確認利用件数 【歯科診療所】 【薬局】 順位 R6.5順位 都道府県 利用率 MNC利用件数 オン資件数 順位 R6.5順位 都道府県 利用率 MNC利用件数 オン資件数 29.17% 18.68% 島林 388,713 182,156 45,364 24.90% (1) 石川 18.40% 117,118 636,349 29,172 1,040,206 24.69% 福島 17.76% 184,784 118,176 (3) 24,597 4 (4) 岩手 23.87% 103,049 4 富山 16.93% 118,667 700,810 5 (5) 秋田 23.33% 20,972 89,900 5 16.85% 52,840 313,510 (5) 福井 6 石川 23.06% 25,046 108,628 ШП 16.82% 164,994 980,751 (6) 6 (6) 37,252 二重 22.93% 162,491 (7) 新潟 16.38% 266,983 1,630,139 8 (8) 岐阜 22.23% 47,157 212,098 8 鳥取 14.73% 46,873 318,243 (8) 9 ШП 21.41% 32,162 150,254 9 群馬 (10)14.70% 162,689 1,106,988 (9) 1,461,645 10 (9) 奈良 21.23% 23,525 110,788 10 栃木 14.50% 211,961 11 山梨 20.86% 11,009 52,773 佐賀 (13) 11 14.23% 66,092 464,604 (10) 福島 20.27% 171,463 34,753 13.71% 243,405 1,774,805 12 (11)12 (13) 広島 13 (15) 広島 20.24% 63,276 312.559 13 茨城 12.91% 267,096 2,068,846 14 福井 20.23% 14,888 73,604 静岡 419,637 3,340,462 14 12.56% (17)(15)鹿児島 120,564 20.12% 15 (16) 111#3 24,254 15 (12)12.48% 139,143 1,115,228 16 (12) 和歌山 20.00% 11,460 57,288 16 長崎 12.41% 100,987 813,975 83,499 17 静岡 19.92% 419,094 17 岡山 133,202 (14)12.15% 1,096,270 (18)18 (18)京都 19.40% 37,361 192,604 18 (17)熊本 11.96% 127,056 1,062,140 長野 19.20% 34,259 178,447 (19) (19)11.86% 104,690 882,696 20 長崎 18.69% 29,941 160,184 20 104,289 (23) 滋賀 11.74% 888.040 (22)200,325 21 (20)能本 18.69% 37,441 21 (25)ILITE 11.63% 123,279 1,060,157 18.55% 16,151 87,046 11.49% 170,865 1,487,267 (24) 京都 23 群馬 23 11.47% 389,428 3,394,225 18.38% 40,816 222,127 福岡 (22)(20)24 (25)栃木 17.25% 42,749 247,887 24 (29) 北海道 11.22% 506,136 4,509,034 16.99% (24) 高知 12,861 75,705 25 (27)徳島 11.22% 43,381 386,721 26 滋賀 干菜 16.80% 21,617 128,672 26 482,429 (26)(23)11.17% 4,318,002 27 (29) 愛知 16.40% 135,109 824,040 27 (28) 香川 11.13% 66,102 594,074 福岡 16.27% 神奈川 28 (27)95,578 587,471 28 (30) 10.61% 757,845 7,145,625 丘庙 85 997 15.80% 544 281 29 岐阜 10.35% 166,040 1,604,162 (32) 30 94,437 島根 15.68% 14,812 (35) 30 高知 10.26% 41,335 402,812

(2) 県内市町村国民健康保険の状況

(令和6年7月時点)

						י אוינו י	/
			加入者数	マイナ保険証 登録数	マイナ保険証 によるオン資 利用人数 (A)	外来レセプト 枚数 (件数) (B)	マイナ保険証 利用率 (A/B)
松	江	市	30, 302	20, 947	10, 991	50, 236	21. 88%
浜	田	市	8, 238	5, 953	2, 902	14, 389	20. 17%
出	雲	市	27, 388	18, 860	8, 268	45, 664	18. 11%
益	田	市	7,844	5, 738	2, 632	13, 647	19. 29%
大	田	市	6, 004	4, 245	2, 808	10, 321	27. 21%
安	来	市	6, 154	4, 269	1,990	9, 428	21.11%
江	津	市	3, 914	2, 919	1,807	6, 408	28. 20%
雲	南	市	6, 023	4, 271	1,732	9, 518	18. 20%
奥	出雲	町	2, 189	1, 470	639	3, 493	18. 29%
飯	南	町	814	631	258	1, 273	20. 27%
Ш	本	町	504	360	150	760	19. 74%
美	郷	町	752	591	468	1, 439	32. 52%
邑	南	町	1, 982	1, 404	752	2, 906	25. 88%
津	和野	町	1, 377	1, 039	775	2, 581	30. 03%
吉	賀	町	1, 098	831	468	1,850	25. 30%
海	士	町	525	394	47	467	10.06%
西	ノ島	町	624	388	67	772	8. 68%
知	夫	村	183	114	10	162	6. 17%
隠山	皮の島	町	2, 704	2, 123	377	3, 380	11. 15%
県		計	108, 619	76, 547	37, 141	178, 694	20. 78%

※マイナ保険証によるオン資利用人数:

対象月のマイナ保険証によるオンライン資格確認利用者数

※外来レセプト枚数(件数)

対象月を診療月とする外来レセプトの枚数

(対象月に医科と調剤のレセプトがある場合は、1枚とカウント)

島根県国民健康保険における資格確認書の標準様式(仕様)

(1) 記載事項

【必須記載事項】

- ·氏名·性别·生年月日
- 世帯主氏名
- ・被保険者記号・番号・枝番、保険者番号・交付者名又は保険者名
- ・適用開始年月日又は資格取得年月日、交付年月日
- ・負担割合、発効期日(70歳以上の被保険者のみ(高齢受給者証に係る記載))
- 有効期限
- ・特別療養費の対象者である場合にはその旨
- 住所
- ※特別療養費の対象者(保険料(税)を滞納している世帯主等)は、医療機関等の窓口では医療費の全額を支払い(10割負担)、後日、申請により支払額から一部負担金相当額を控除した額の給付を受ける。

(2) 仕様

・サイズ:カード型

ただし、特別療養費対象者については「はがき型」

- ・材 質:紙又はプラスチックを基本とし、使用に十分耐えうる素材
- ・色 調:緑色(若葉色)
- ・加 工:背景パターン及び不正防止加工を施す

(背景)「SHIMANE」の文字を斜めに羅列したもの、若しくは市町村独自 の背景パターン

(不正防止) 複写した際に「複写」「COPY」等の文字を表示

(3) 有効期限

- 最大1年間
 - ※現行の被保険者証と同様、8月1日から翌年7月31日までの1年間を有効期限とする

(4) その他

・限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証は、引き続き、本人からの申請に基づき、別途発行する(はがき型)。

【レイアウト】

- ・国が示す様式(市町村事務処理標準システム帳票)に準ずる。
- ※一般の被保険者(カード型)

(70 歳未満)

有効期限 年 月 日 根 国民健康保険 資格確認書 記号番号 (枝番) 氏 名 生 年 月 日 年 月 日 性 別 適用開始年月日 交付年月日 年 月 日 年 月 日 世帯主氏名 保険者番号 印 交付者名

(70 歳以上)

島 根 県 国民健康保険 資格確認書	有効期限 発効期日	年 月 日年 月日
氏 名	記号番号	(枝番)
生 年 月 日 適用開始年月日 交 付 年 月 日 世帯主氏名	年 月 日 年 月 日 年 月 日	性 別 負担割合 割
住 所保険者番号 交付者名		卸

(裏面)

<u> </u>
備考
※以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができ
ます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。
1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。
《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》
じん すい
【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】
〔特記欄:
署名年月日: 年 月 日
本人署名(自署): 家族署名(自署):
不从自由(自由):

※特別療養費対象者(はがき型)様式例

(表面)

	都道府	県国民 (特別			確認書		
	有 効 歩 交付年	期 限	年		日日		
記 号		番	£	}	(枝	番)	
氏 名							性別
生年月日					年	月	日
適用開始年月日					年	月	Ħ
世帯主氏名							
住 所							
保険者番号 並びに交付 者の名称及 び印							

(重面)

- の事工べ込むか.i		意事項	しの人がたま	** - ** / *	241
この書面で診療を含	えいのとさは、	彩燃質片	の主観を又	ねつくくん	- e v
带 考					
(
※ 以下の欄に	記入するこ	とにより、	臓器提供	に関する意	思
を表示するこ					
でのいずれか	の番号を〇	で囲んで・	ください。		
1. 私は、脳死	後及び心臓2	3停止し7	と死後のい	ずれでも、	移
の為に臓器を	提供します。				-
2. 私は、心臓	が停止したる	モ後に限り	り、移植の	為に臓器を	と提
します。					
3. 私は、臓器					
《1又は2を達		是供した。	くない臓器	があれば、	X
つけてください	's »				
1 (臓・肺・肝腫	歳・腎臓	• 膵臓・小	腸・眼球	1
[特記欄:)	
署名年月日:	年	月	日		
本人署名(自第	3) :				
家族署名(自筆					

※特別療養費対象者の資格確認書についてはサイズを「はがき型」とするが、その他の仕様 (紙質・色など)については、県内市町村での統一的な取り扱いは行わない(各市町村が 任意に作成する)。

【周知・広報について】 (周知内容の参考例)

令和6(2024)年12月2日以降も お手元の健康保険証はご利用いただけます

12月2日に現行の健康保険証の新規・再発行を終了します

国の法改正により、令和6年12月2日以降、従来の健康保険証は新規発行・再発行ができなくなり、マイナ保険証(健康保険証利用登録がされたマイナンバーカード)を基本とする仕組みに移行します。

お手元の健康保険証は12月2日以降も有効期限まで引き続き使えます

令和6年7月に送付した被保険者証(令和7年7月末までの有効期限のもの)は、12月2日以降も引き続き使えますので、誤って廃棄しないでください。

なお、令和7(2025)年7月 31 日までに 75 歳になる人や、国民健康保険料の滞納がある世帯など、一部の方は有効期限が異なります。

また、脱退した場合などは、持っていた保険証は使えなくなります。

12月2日以降は「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を発行します

令和6(2024)年 12 月2日以降は、マイナ保険証の保有状況により、必要に応じて「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を発行します。

マイナ保険証をお持ちの方

マイナ保険証をお持ちの方には、新たに国民健康保険に加入したときや自己負担割合が変更されたとき(70 歳以上の被保険者のみ)などに、<u>A4 サイズの「資格情報のお知らせ」を発行</u>します。

※「資格情報のお知らせ」のみでは、医療機関等を受診することはできません。

マイナ保険証をお持ちでない方

マイナ保険証をお持ちでない方(マイナンバーカードを取得していない方を含む)には、新たに国民健康保険に加入したときや健康保険証を紛失したときなどに、<u>カード型</u>(現行の健康保険証と同じサイズ)の「資格確認書」を発行します。

- ※「資格確認書」は、現行の健康保険証と同様に医療機関等で提示することにより 受診できます。
- ※マイナ保険証をお持ちでない方には、現行の被保険者証が有効期限を迎える前の 令和7(2025)年7月頃に、新しい「資格確認書」を送付する予定です。